

概要版

長久手市地域自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない長久手市～

長 久 手 市
2019(平成31)年3月



計画の位置付け

長久手市地域自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づいて「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」の実現を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

自殺予防対策には、地域における人と人、人と社会資源のつながりを強化することも重要です。そのため、本計画を、福祉分野の上位計画である地域福祉計画と一体的に策定し、上位計画の対策に基づいて主な事業を整理し、計画を展開します。

目指すべき姿について

「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」を目指すべき姿とし、上位計画である地域福祉計画の5つの基本目標ごとに整理しながら、以下の①～⑤の自殺対策の観点において必要な事業に取り組みます。

「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」



5つの基本目標

①地域における
ネットワークの強化

基本目標1
みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

基本目標2
みんなが「つながる」楽しさを知るまち

基本目標3
みんなに「届く」安心なまち

基本目標4
みんなが「支え合う」喜びを知るまち

基本目標5
みんなに「たつせがある」成長できるまち

⑤児童生徒のSOSの
出し方に関する教育

②自殺対策を支える
人材の育成

④生きることの
促進要因への支援

③住民への啓発と周知

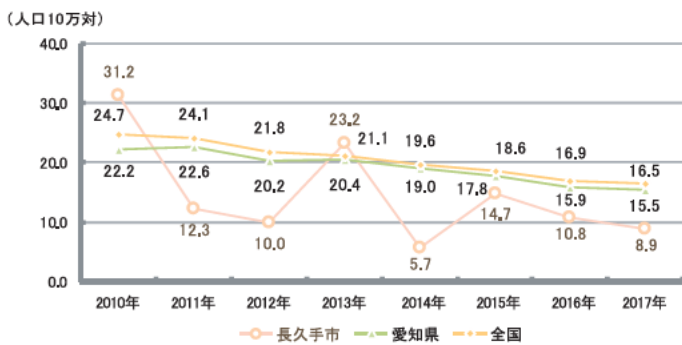
本市の現状

本市の自殺死亡率・自殺者数の推移

本市の自殺死亡率の推移をみると、2010(平成22)年以降増減を繰り返しながら減少傾向となっています。2014(平成26)年以降は自殺死亡率が愛知県・全国よりも低い状態が続いています。

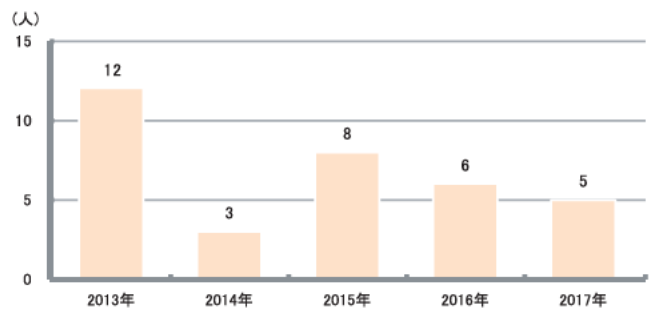
自殺者数の推移をみると、2013(平成25)年で12人と、自殺者数が2桁になっていますが、以降減少傾向となっており、2017(平成29)年には5人となっています。

[自殺死亡率の推移]



資料：地域自殺実態プロファイル【2018】

[自殺者数の推移]

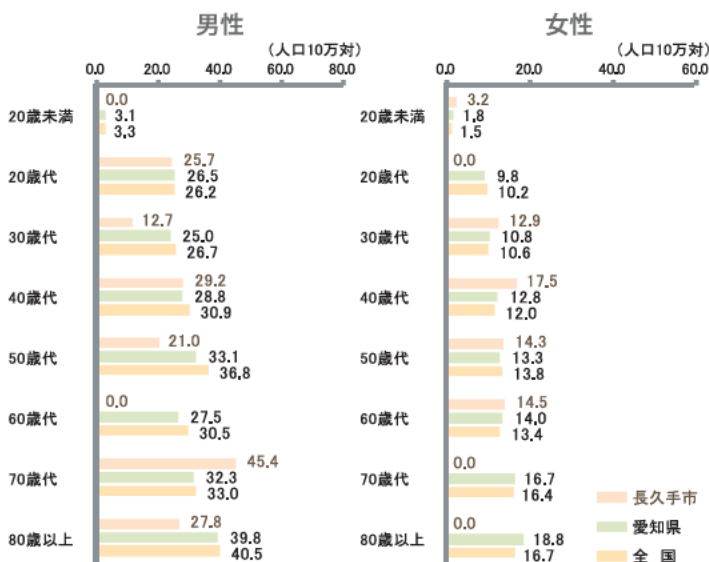


資料：地域自殺実態プロファイル【2018】

本市の性別・年代別自殺死亡率の状況

性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性では70歳代で愛知県・全国に比べ高くなっています。女性では20歳未満、30歳代から60歳代で愛知県・全国に比べ高くなっています。

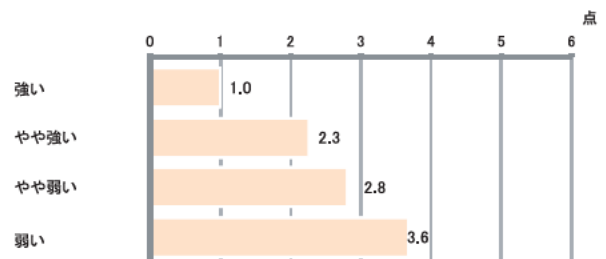
[性別・年代別の自殺死亡率(2013年～2017年)]



本市の地域とのつながりところの健康

地域とのつながりとK6*によるこころの健康の関係について、つながりが強いほどK6*の点数が低く、こころが健康な状態となっています。こころの健康のためにも地域とのつながりを日頃から強くすることが大切です。

[地域とのつながりところの健康]



資料：長久手市民の健康づくりを考えるためのアンケート(2018年)

*K6：心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている指標。6つの質問について5段階で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられる。また、合計得点10点以上の者の頻度は、気分障害・不安障害と同等の状態の頻度の推定値と考えることができる。

基本目標1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち



- (1) お互いに見守り、声をかけ合える地域づくり
- (2) 困りごと、悩みごとに気づける体制づくり

本人や周りが気づいていない困りごと、自らSOSを出せずに、抱え込んでいる困りごともあります。そんな困りごとに気づき、声をかけ、専門機関につなげられるよう、日頃からの地域のつながりを強くすることが大切です。

📍 主な事業

就学期	・適応指導教室における相談体制の充実 ・スクールソーシャルワーカーの必要に応じた拡充
成人期	・重複調剤及び長期・頻回受診対策
高齢期	・高齢者支援のネットワーク化
全年代共通	・地域保健活動事業

基本目標2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち



- (3) 地域でつながる楽しいまち
- (4) いつでも相談できるまちづくり
- (5) 顔の見えるネットワークづくり

困りごとや悩みごとに気づいたとき、相談を聞いたり、専門家につなぐことが大切です。また、困っている人を見守り、悩みに寄り添い、手を差し伸べることが大切です。



📍 主な事業

就学期	・療育支援体制構築事業 ・子育て支援センター事業
成人期	・産前産後子育て相談員訪問事業 ・母子保健コーディネーター事業 ・保育コンシェルジュ事業の機能強化
高齢期	・地域いきいきライフ事業
全年代共通	・相談事業 ・消費生活相談 ・基幹相談支援センター事業 ・精神保健福祉事業 ・家庭児童相談の充実

基本目標3 みんなに「届く」安心なまち



- (6) 困っている人を包括的に支える体制づくり
- (7) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

生活課題や困りごとには様々なことが絡み合っています。そのため、困っている人に必要な情報が届くことが重要であり、その上で生活課題に対して包括的に支援を図ることが求められます。



📍 主な事業

就学期	・放課後児童健全育成事業 ・インクルーシブ教育システム*の構築 ・[再掲]子育て支援センター事業
成人期	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
高齢期	・地域包括支援センター
全年代共通	・生活支援体制整備事業 ・イベント ・各種情報発信 ・生活困窮者への支援 ・地域生活支援事業

※インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

基本目標4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち

基本施策

(8) 気軽に「困った」と言えるまちづくり

(9) お互いさまの地域づくり

困りごとの支援や解決には公的なものだけではなく、地域での支え合いが欠かせません。しかし、困っているときに気軽に「助けて」といえる地域にしていくには、日頃からの支え合いを通して、「お互いさま」と言い合える地域をつくる必要があります。

主な事業

就学期	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・保育の実施
成人期	・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域力強化推進事業
高齢期	・介護相談員派遣事業 ・ワンコインサービス事業 ・「食」の自立支援事業 ・認知症地域支援推進事業
全年代共通	・まちづくり協議会設立運営事業



基本目標5 みんなに「たつせがある」成長できるまち

基本施策

(10) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり

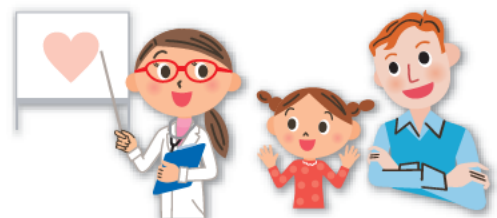
(11) みんなに役割と居場所がある地域づくり

(12) 人づくりからはじまるまちづくり

地域でともに課題を解決していけるよう、人材育成を推進し、多種多様な人が意識や知識を高められるよう、資質向上を図ります。自殺対策においても、市民一人ひとりに役割と居場所が与えられ、人の役に立つような支援が求められます。そのためには、まず、「自殺対策とは何だろう」と関心を持ち、講演会や講習会に参加し、自分自身ができることは何かを考えることが重要です。

主な事業

就学期	・道徳教育の充実 ・人権教育の推進 ・いじめ防止対策事業
成人期	・職員に対する健康相談、メンタルヘルス研修 ・【再掲】地域力強化推進事業 ・ゲートキーパー養成講座
高齢期	・【再掲】地域力強化推進事業 ・【再掲】ゲートキーパー養成講座



評価指標

- 健康づくり計画(第2次)に関するアンケート「地域とのつながりの強さ」について「強いほう」「どちらかといえば強いほう」の人の割合

2018
(平成30)年度
34.7%

2023年度
40.0%

- 地域福祉に関する市民意識調査の「あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか」の問いに対し「困っているときには相談し、助け合っている」「内容によっては相談し、助け合っている」の割合

2018
(平成30)年度
20.4%

2023年度
35.0%

- 地域福祉に関する市民意識調査の「あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか」の問いに対し「見たことがある」の割合

2018
(平成30)年度
55.4%

2023年度
80.0%

- 地域福祉に関する市民意識調査の「あなたは、高齢や病気、事故などで、手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか」の問いに対し「遠慮なく求めることができる」「申し訳なく思うが、求めることはできる」の割合

2018
(平成30)年度
60.3%

2023年度
70.0%

- 地域福祉に関する市民意識調査の「自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか」の問いに対し「ある」の割合

2018
(平成30)年度
2.1%

2023年度
3.0%

相談先一覧

☎ 電話での相談

名称	対応日時	連絡先
あいちこころほっとライン365	毎日 9:00~16:30	052-951-2881
精神保健福祉相談(愛知県精神保健福祉センター)	平日 9:00~12:00/13:00~16:30	052-962-5377
ひきこもり専門相談(愛知県精神保健福祉センター)	平日 9:00~12:00/13:00~16:30	052-962-3088
愛知県瀬戸保健所	平日 9:00~12:00/13:00~16:30	0561-82-2158
子どもSOSほっとライン24(愛知県)	毎日 24時間	0120-0-78310 <small>なやみおう</small>
こころの相談室(長久手市福祉部健康推進課)	平日 8:30~17:15 ※要予約	0561-63-3300
人権相談(長久手市社会福祉協議会)	第3木曜日 13:30~16:30	0561-62-4700

✉ メールでの相談

名称	連絡先
メール相談(愛知県精神保健福祉センター)	https://www.aichi-pref-email.jp/top.html (ホームページから相談できます。)

長久手市地域自殺対策計画 概要版

発行:長久手市福祉部健康推進課(長久手市保健センター内)
〒480-1196 長久手市岩作城内101番地1
電話:0561-63-3300 FAX:0561-63-1900